

○博物館の登録に関する規則

昭和二十八年六月十六日
秋田県教育委員会規則第五号

博物館の登録に関する規則をここに公布する。

博物館の登録に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第二十二条の規定に基づき、博物館の登録(以下「登録」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。
(令五教委規則六・一部改正)

(登録申請書)

第二条 法第十二条の規定による登録申請書は、様式第一号による。
2 法第十二条第二項の規定により登録申請書に添付する博物館資料の目録は、様式第二号による。
(昭三五教委規則一五・令五教委規則六・一部改正)

(登録原簿)

第三条 法第十四条に規定する博物館登録原簿は、様式第三号による。
(昭三五教委規則一五・令五教委規則六・一部改正)

(変更の届出)

第四条 法第十五条第一項の規定による届出書は、様式第四号による。
(昭三五教委規則一五・令五教委規則六・一部改正)

(廃止の届出)

第五条 法第二十条の規定による届出書は、様式第五号による。
(昭三五教委規則一五・令五教委規則六・一部改正)

(公示)

第六条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、秋田県公報に登載して公示するとともに、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。
一 法第十四条の規定により登録したとき。
二 法第十五条第二項の規定により変更登録をしたとき。
三 法第十九条第一項の規定により登録を取り消したとき。
四 法第二十条第二項の規定により登録を抹消したとき。
(令五教委規則六・一部改正)

附則

この規則は、昭和二十八年七月一日から施行する。

附則(昭和三五年教委規則第一五号)

この規則は、昭和三十六年一月一日から施行する。

附則(平成二二年教委規則第一四号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成二十二年八月一日から施行する。

(経過措置)

3 この規則による改正前の本則に規定する規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附則(令和三年教委規則第六号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附則(令和五年教委規則第六号)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

様式第1号 博物館登録申請書

(昭35教委規則15・全改、平22教委規則14・令3教委規則6・令5教委規則6・一部改正)